



発行
東京都

目次

86

条 例

○警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…

条例のあらまし

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第一七七号）

一 手数料の額を改定するとともに、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三二号）の施行等に伴い、特定免許情報の個人番号カードへの記録等に係る手数料の規定を設けるほか、規定を整備します。

（例）特定免許情報記録手数料（新設） 一、五五〇円

二 この条例は、令和七年三月二四日ほかから施行します。

条 例

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十二月二十五日

●東京都条例第七十七号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一の項(五)の二中「ロ、法」を「ロ、」に、「又は法」を「又は」に、「千四百五十円」を「千四百円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同項(五)及び(五)の二中「第四百四条の四第六項」を「第五百五条の第二項」に、「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同項(五)の二の次に次のように加える。

(五)の三 法第
百五条の二
第四項の規
定に基づく
運転経歴情
報の記録

九百円（運転経
歴証明書の交付
又は再交付を伴
う場合にあつて
は、百円）
記録申請のとき。

別表第一 一の項(五)中「六千四百五十円」を「六千六百円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同表二の項(一)中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同項(二)中「二千三百円」を「二千三百五十円」に改め、同項(三)中「四百円」を「六百円」に改め、同項(四)及び(五)を削る。

別表第二 一の部一の項中

千五百五十円

を

千六百五十円

に、「千九百

円（道路交通法施行令）を「千九百五十円（道路交通法施行令）」に、「「免許証」という。」の更新」を「この表において「免許証」という。」又は免許情報記録（以下この表において「免許証等」と総称する。）の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）に、「八百円」を「七百五十円」に、

四千四百円（法第九十七
条第一項第二号に掲げ
る事項について行う試
験を公安委員会が提供
する自動車を使用して

三千九百円（法第九十
七条第一項第二号に掲
げる事項について行う
試験（以下この表にお
いて「技能試験」とい

東京都知事 小 池 百合子

受ける場合にあつては、六千六百円）

を

う。）を東京都公安委員会（以下この表において「公安委員会」という。）が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六千九百円）

千九百円

千七百五十円

に、「千九百円（政令）」を

「千九百五十円（政令）」に、「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、

を

に、「二千六百円（法第九

二千五百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百五十円）

二千五百円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百円）

千八百五十円

千七百五十円

十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験」を「二千八百円（技能試験）」に、「四千五十円」を「四千五百五十円」に、「千五百円」を「千六百円」に、「千七百円」を「千八百円」に、「四千八百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「四千五百円（技能試験）」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に、「二千九百円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験）」を「二千九百五十円（技能試験）」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同部一の二の項中「大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許」を「大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に、「普通自動車仮免許」を「普通自動車仮運転免許」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同部二の項中「千九百円」

を「二千五十円」に、「四千四百円」を「五千五十円」に、「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千百円」を「三千五百五十円」に、「千円」を「千百円」に改め、同部三の項を次のように改める。

三 法第九十条第一項又は第九十五条の第二十一項の規定による免許証の交付を受ける者	免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許	法第九十二条第一項の規定による交付を受ける場合	二千三百五十円（政令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、二千二百円）（日	交付申請のとき。
--	----------	-----------------------	-------------------------	--	----------

を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、二千五百五十円（特定試験免除者に対する交付にあつては、二千二百円）（日

別表第二 一の部四の項中「二千二百五十円」を「二千六百円」に、「千百五十円」を「千五十円」に改め、同項の次に次のように加える。

仮運転免許に係る免許証		法第九十五条の二第二十一項の規定による交付を受ける場合	では、千九百円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） 二千五百五十円
	千百円		

四の二 法第九十五条の二第三項の規定による特定免許情報の特記記録又は法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する法第九十二条の規定若しくは法第六十六条の四第二項の規定による免許情報特記記録の書換えを受けようとする者（政令第四十三条第四項第一号及		特定免許情報の特記記録手数料	特定免許情報の特記記録	法第九十五条の二第六項の規定による申出をする場合	千五百五十円（特定試験免除者に係る記録にあっては、千三百五十円（特定試験免除者に係る記録にあっては、千五百五十円）に、与える免許一種類ごとに二百円を加えた額） 八百円	法第六十一条の四の二第二項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合	記帳又は書換えの申請とき。
---	--	----------------	-------------	--------------------------	--	---	---------------

び第二号に掲げる者を除く。）

免許情報記録の書換え		法第九十五条の二第六項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	千五百円（法第九十二条第一項、第九十五条の二第二十一項若しくは第九十一条の四の二第一項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第九十四条第二項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、千百円）	千五百五十円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあっては、百円）（複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除
------------	--	--	---	---

[illegible]

別表第二一の部五の項を次のように改める。

五 法第百一条第一項、 第百一条の二第二項又は第百一条の二の二第二項の規定による免許証等の更新を受けようとする者	免許証の更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に新情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	法第百一条の二の二第一項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表において「經由申請」という。）をする場合	二千七百五十円	更新申請のとき。
		免許情報記録の有効期間の更新（同時に新情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	千三百円	
		免許情報記録の有効期間の更新（同時に新情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	二千八百五十円	
		免許情報記録の有効期間の更新（同時に新情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	經由申請をする場合であつて、法第百一条の二の二第三項の規定による申出（以下この表において「經由地書換申出」という。）をするとき。	千円	

[illegible]

別表第二の一の部五の二の項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、

	五百五十円
--	-------

を

經由地書換申出をする場合	千七百円
經由地書換申出をしない場合	七百五十円

に改め、同部五の四の項中「又は

法」を「又は」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に改め、同部六の項中「又は法」を「又は」に、「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同部八の項中「二万三千四百円」を「二万三千七百五十円」に、「二万九千五百円」を「二万九千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万四千四百五

十円」に、「二万一千五百円」を「二万二千二百円」に改め、同部十の項中「一万四千五百五十円」を「一万五千百円」に、「一万一千八百五十円」を「一万二千円」に、「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に、「二万二千四百五十円」を「二万二千八百五十円」に改め、同部十一の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、

同部十二の項中

講習一時間について七 百五十円
講習一時間について二 千三百五十円

を

講習一時間について八 百五十円
講習一時間について二 千四百円

に、「四千

四百五十円」を「四千六百五十円」に、「三千五百円」を「三千八百円」に、「二千八百円」を「三千五十円」に、「四千五百五十円」を「四千三百円」に、「四千円」を「四千二百円」に、「について千五百円」を「について千七百五十円」に、「三千百円」を

「三千二百円」に、

講習一時間について千 四百円
講習一時間について七 百五十円

を

講習一時間について千 八百五十円
講習一時間について九 百円

に、

「二千五百五十円」を「二千三百円」に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「二千七百円」を「二千八百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、

法第九十二条の二
第一項の表備考一
2に規定する優良
運転者に対する講
習

五百円

法第九十二条の二
第一項の表備考一
3に規定する一般
運転者に対する講
習

八百円

法第九十二条の二
第一項の表備考一
4に規定する違反
運転者等に対する
講習

千三百五十円（国家
公安委員会規則で定
める政令第三十三条
の七第二項の基準に
該当しない者に対す
る講習にあつては、
八百円）

を

法第九十五条の六
第一項の表備考一

五百円（公安委員会
の使用に係る電子計

口に規定する優良 運転者に対する講 習	算機（入出力装置を 含む。以下この項に おいて同じ。）と講 習を受ける者の使用 に係る電子計算機と を電気通信回線で接 続した電子情報処理 組織を使用する方法 による講習（以下こ の表において「オン ライン講習」とい う。）にあつては、 二百円）	法第九十五条の六 第一項の表備考一 ハに規定する一般 運転者に対する講 習	八百円（オンライン 講習にあつては、二 百円）	法第九十五条の六 第一項の表備考一 ニに規定する違反 運転者等のうち特 定基準不該当者 （国家公安委員会 規則で定める政令 第三十三条の七第 二項の基準に該当 しない者をいう。 以下この表におい て同じ。）でない ものに対する講習	千四百円	法第九十五条の六 第一項の表備考一 ニに規定する違反 運転者等のうち特 定基準不該当者 あるものに対する 講習	八百円（オンライン 講習にあつては、二 百円）
---------------------------	---	---	-------------------------------	---	------	---	-------------------------------

に、
「六千四百五十円」を「六千六百

円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、

法第百八条の二第
一項第十三号に掲
げる講習

一万二千五百円（当該講習
が道路交通法施行規則第三
十八条第十三項第二号の表
第一号に掲げる講習方法に
係るものである場合にあつ
ては、九千五十円）

を

法第百
八条の
二第一
項第十
三号に
掲げる
講習

自動車等
（これに
準ずるも
のとして
国家公安
委員会規
則で定め
る装置を
含む。）
を使用す
る指導
（以下こ
の表にお

一万二千九百円

に、
「二千二百五十円」を「二千

いて「実車等指導」という。）を含む講習	
実車等指導を含まない講習	九千三百五十円

「法第百八条の二第二項第十五号又は第十六号に掲げる講習

を

法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習	講習一時間について二千円
法第百八条の二第二項第十六号に掲げる講習	講習一時間について二千五十円

に改め、同部十三の項中「九百

円」を「千円」に改め、同部備考二の表一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二百五十円

を

千二百円

に、

「四千二百五十円」を「四千四百五十円」に改め、同表二の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百

五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考イ中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に改め、同表備考ロ中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改め、同部備考三の表一の項中「四千元」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」に、

千二百五十円

を

千二百円に、「四千二百五十円」を「四千四百五十

円」に改め、同表二の項中「二千五十円」を「二千円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考イ中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考ロ中「百五十円を、普通自動車免許」を「二百円を、普通自動車免許」に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

附則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第一 二の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

発行 東京都
電話 東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051